

飯能県土整備事務所工事等に関する技術審査会設置要綱

(趣 旨)

第1条 飯能県土整備事務所（以下「事務所」という）が発注する工事等に関し、性能、機能、技術等に関する設計及び施工上の課題等について検討、審査を行うため、飯能県土整備事務所工事等に関する技術審査会（以下「技術審査会」という）を設置する。

(目 的)

第2条 技術審査会は、事務所が発注する工事等に関し、次の各号に掲げるもののうち必要な事項を協議する。

- (1) 総合評価方式全般に係る審査に関すること
- (2) 調査計画、設計の点検、技術向上、コスト縮減及びV E提案に関すること
- (3) 工事等の設計積算に関すること
- (4) 施工上の課題、工程管理に関すること
- (5) 工事成績評定に関すること
- (6) 道路台帳の整備に関すること
- (7) 建設事業に伴う調査、計画、設計等の業務執行における選定基準・評価等に関すること
- (8) その他必要な事項に関すること

(構 成)

第3条 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 所長
 - (2) 副会長 副所長（技）
 - (3) 委 員 別表に掲げる職員
- 2 会長が必要と認める場合は、その他の職員を委員等として参加させることができる。

(運 営)

第4条 会長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(技術審査会の開催)

第5条 技術審査会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。
- 3 議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は、会長の決するところとする。
- 4 会議は、原則として非公開とする。

(作業部会)

第6条 会長は、審議を円滑にするため、作業部会を設置することができる。

(事 務)

第7条 技術審査会に関する事務は、施工監理主幹グループが処理する。

- 2 会議の結果は、議事録として取りまとめる。

(他の要綱等に定める審査会等との関係)

第8条 総合評価方式の技術提案等の評価は、平成15年9月9日（最新改定：平成25年4月1日）から施行の「総合評価落札方式における技術審査会設置要綱」に基づく技術審査会として実施する。

- 2 設計の点検は、平成19年4月1日（最新改定：平成23年4月1日）から施行の「設計の点検実施要領」に基づく点検チームとして実施する。
- 3 契約後V E審査は、平成19年4月1日（最新改定：平成23年4月1日）から施

行の「埼玉県契約後VE方式実施要領」に基づく審査委員会として実施する。

- 4 工事成績評定審査は、昭和48年4月20日（最新改定：平成23年4月1日）から施行の「埼玉県土木工事成績評定要領」に基づく工事成績評定審査委員会として実施する。
- 5 道路台帳に関する協議は、平成15年4月1日改正「道路台帳の調整、保管及び閲覧要綱」に基づく、道路台帳整備委員会として実施する。
- 6 建設事業に伴う調査、計画、設計等の業務執行における基準・評価等に関する審査は、平成13年2月5日（最新改定：平成21年5月1日）「土木部建設コンサルタント選定委員会設置要項」に基づき建設コンサルタント選定委員会として実施する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるほか、運営その他必要な事項は、技術審査会に諮って会長がこれを定める。

- 附 則 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
 附 則 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
 附 則 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
 附 則 1 この要綱は、平成22年5月31日から施行する。
 附 則 1 この要綱は、平成23年5月31日から施行する。
 附 則 1 この要綱は、平成26年6月3日から施行する。

別表（第3条関係）

審議事項別委員一覧表

| 審査事項 | 副所長（事） | 施工監理 主幹 | 用地部長 | 河川砂防 部長 | 道路環境 部長 | 道路相談 担当部長 | ダム管理 担当部長 | 道路施設公 園・道路環境 担当課長 | 河川砂防・ ダム管理 担当課長 |
|---------------------------|--------|------------|------|------------|------------|--------------|--------------|-------------------------|-----------------------|
| 総合評価方式全般 に係る審査 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 担当案件 のみ | 担当案件 のみ |
| 設計の点検 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 担当案件 のみ | 担当案件 のみ |
| 設計後のVE審査 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 担当案件 のみ | 担当案件 のみ |
| 工事成績評定審査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 道路台帳 | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| 建設コンサルタントの選 定基準・評価等の審査 | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| その他 | | ○ | | ○ | ○ | | | | |

注1) 「総合評価」、「設計の点検」に係る案件担当課長は、説明者として出席する。

注2) 「契約後VE審査」に係る案件の総括監督員、担当監督員、現場代理人は、説明者として出席する。

注3) 「工事成績評定審査」に係る案件の検査員は、委員から除外する。

注4) 「道路台帳」に係る案件については、表記載職員のほか、施工監理担当課長、管理担当課長、用地担当課長も委員として出席する。